

みんなで男女共同参画の輪を広げよう

# 自分らしく生きる社会を目指して

憲法には個人の尊重、法の下の平等がうたわれています。

労働基準法や男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法などが整備され、男女平等の実現に向けてさまざまな法律や制度が施行されてきました。

しかし、毎日の生活では男女間の不平等を感じている人もいます。そこで、男女間の格差を正に向けて必要なことは何か、学校や家庭、職場の状況をおして考えます。



子育てにはできるだけ関わりを持たないとな。

女性だけに、仕事と家庭の両立を求められても困るわ。

社会は変わってきてるけど、まだまだ男女格差はあるよね。



## 「学校」では

昭和35年、高等学校の教科に家庭科が盛り込まれましたが、女子のみの必修でした。

平成6年、高等学校の家庭科が男女共修になり、家庭科と技術科から選択できるようになりました。

女性と男性がお互いに理解し、協力できるような男女平等観に立った教育が必要です。思いやりと自らの生き方を主体的に選択できる力を身に付けましょう。

## 「家庭」では

明治時代の「家族制度」により、父親が家族を統制していました。

▼妻は夫の姓を名のる  
▼妻の財産は夫が管理する  
▼妻は夫と同居する義務がある  
「嫁」と呼ばれる女性の自由と権利はありませんでした。

昭和21年の民法改正により家族制度は廃止されました。

▼夫婦は、夫または妻の姓を名のる  
▼妻が結婚前に所有していた財産や結婚後に取得した財産は、それぞれの財産となる  
▼夫婦は同居し、お互いに協力する

現状では、家事や育児、介護などは女性の役割と思っている人が多いようです。暮らしの中に残っている習慣的な役割を見直し、だれもがともに家事、子育て、介護などの家庭的責任を果たしましょう。

## 「職場」では

男女雇用機会均等法の施行以前の民間企業では、女性社員の年齢制限や結婚による退職制、出産退職制などの慣行がありました。不当と感じた社員による裁判闘争などが行われました。

育児休業法や介護休業法が制定され、育児休暇や介護休暇など仕事と家庭の両立を支援する制度ができました。

しかし、厚生労働省の平成19年度雇用均等基本調査によると、育児休業の取得率は、女性は89・7%、男性は1・56%となっています。男性の育児休業の取得を促すためには職場や雇用側の意識改革が必要です。

働く意志と能力のある人がライフサイクルに応じた就労形態で働ける社会が必要です。そのためには、その労働が正に評価される社会を目指しましょう。

## 誰もが夢や希望を実現できる社会を目指して

どんなに男女平等の実現に向けて法律や制度が整備されても、わたしたちの生活には、習慣による「男らしさ、女らしさ」などの意識が残っています。

このような固定的な役割分担意識を見直し、男性も女性も、意欲と能力によってあらゆる活動への機会が公平に開かれる社会が求められます。

## この人に聞きました



アピオあおもり 青森県男女共同参画センター副館長 小山内 世喜子さん

アピオあおもり 青森県男女共同参画センター 青森市中央3-17-1 ☎017-732-1022  
アピオは、「結ぶ、つなぐ、出会う」という意味のラテン語。子どもから高齢者までのすべてのかたが個人として尊重され、ともに支えあう男女共同参画社会・子育て支援社会の実現を目指して県民の活動を支援するための拠点です。

## 「自分らしさ」を認め合える社会をつくらう

ジェンダーとは、生まれつきの身体的な性差に対し、「男は強い」「女は弱い」など、社会によって作り上げられた性差のことをいい、社会通念や習慣の中に存在します。

昭和の高度成長期に、「男は仕事、女は家庭」といわれていました。男性は家庭のことは妻に任せ、企業戦士として仕事に専念してきました。

ジェンダーは、ときには男女の

生き方を制限することにつながります。

「男は家を守るもの」「弱音を吐くな」と言われ続けた男性は、リストラに遭うと誰にも相談できず、大黒柱としての責任感で、精神的に追い込まれてしまいます。男性の自殺率は女性の約3倍です。「自分らしさ」を認め合い、誰もがいきいきと生きられる社会をつくりましょう。

STOP THE 暴力



## 暴力は許さない!

11月12日〜25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

女性への暴力には、夫や恋人の間で起こる暴力だけでなく、レイプやわいせつ行為などの性犯罪があります。また、売春やセクシャルハラスメント、ストーカーなども含まれます。このような行為は、被害者の人権を傷つけるだけでなく、心や体も傷つけるもので絶対に許すことができません。

11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。また、25日は国連が「女性に対する暴力撤廃国際日」と定め、世界規模で暴力の根絶を考える日です。この機会に、女性への暴力を許さない社会を目指し、わたしたち一人ひとりができることを考えてみましょう。

配偶者や恋人からの暴力で悩んでいるかたはご相談ください。

相談機関	電話番号
県女性相談所	017-781-2000 DVホットライン0120-87-3081
県男女共同参画センター	017-732-1022
県上北地域県民局地域健康福祉部	62-2145
県三八地域県民局地域健康福祉部	0178-27-4435
県東青地域県民局地域健康福祉部	017-734-9951
県中南地域県民局地域健康福祉部	0172-33-3211
県西北地域県民局地域健康福祉部	0173-35-2156
県下北地域県民局地域健康福祉部	0175-22-2296

## わたしたちが「ゆっパル」編集委員です

多くのかたに男女共同参画を知って頂き、家庭、職場での差別や、暴力などがなくなることを期待しています。性別を問わず、誰もがお互いを尊重する関係になればいいですね。

ゆっパルの編集で、いろいろな本を読む機会が増えました。その本をいつか子どもたちが、自分から興味を持って読んでくれたら...と思っています。

我が家では毎月第1日曜日の昼食で「パパカレー」が登場します。娘たちからは、わたしが作るカレーより美味しいと好評です。我が家の自然で身近な男女共同参画です。

イラストレーション 中野渡 明美

男女共同参画に関するご意見・ご要望をお待ちしています。  
問い合わせ先 総務課広報男女参画係  
(☎235111内線155)

ゆっパル17号  
十和田市男女共同参画市民情報誌ゆっパル編集委員によるコーナーです

「ゆっパル」とは方言で結ぶという意味の「ゆっばる」と、英語で仲間・友だちという意味の「パル」からできています。一人ひとりの思いが結びついて仲間をつくるという願いが込められています。